

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 7 年 5 月 3 0 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 件 名	秋田市第一号訪問事業（訪問型サービス A）従事者研修業務委託
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市
(4) 履 行 期 間	契約日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	次のアからキの要件をいずれも満たすこと。 ア 入札参加申込み時点で、「秋田県介護職員初任者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱」または「秋田県生活援助従事者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱」に基づき、いずれかの指定を受けている事業者であること。 イ 本市に本社、支店又は営業所を有していること。 ウ 過去 2 年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 エ 市税の滞納がないこと。 オ 秋田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。 カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。 キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	令和 7 年 6 月 4 日（水）から令和 7 年 6 月 1 8 日（水）まで

		(※土曜日、日曜日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで)
	受付場所	秋田市山王一丁目1番1号(秋田市役所2階) 秋田市福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当
(7)	指名(非指名)通知	令和7年6月25日(水)までに電子メールで通知
(8)	入札	
	日時	令和7年7月2日(水) 午後2時
	場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所2階 会議室2-B
	最低制限価格	設定あり
	入札保証金	免除
(9)	契約日	令和7年7月8日(火) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 営業経歴書（様式2）

※「秋田県介護職員初任者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱」または「秋田県生活援助従事者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱」に基づき、いずれかの指定を受けている事業者であることがわかるもの（指定書類の写しなど）を添付すること

(ウ) 市税に未納がないことの証明書（写し可）（秋田市内に事業所等を有する場合）

(エ) 本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体との契約に係る実績について、その実績に係る証明書又は契約書の写し

イ アの(ア)(イ)の様式は、秋田市福祉保健部長寿福祉課ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参又は郵便によることとし、郵送の場合は配達記録を残し提出期限必着としてください。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 本業務は、消費税および地方消費税の課税対象外となることから、入札書については、消費税および地方消費税を含まない価格を記載してください。

ウ 予定価格の 10 分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い価格で入札をした者については落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

エ 開札の結果、落札候補者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

オ 落札候補者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札候補者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

カ 地方自治法第 234 条第 3 項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

(4) 質問および回答について

公募に関して必要な項目に限り、長寿福祉課への E メール又は F A X により質問を受け付けます。なお、口頭による質問は受け付けいたしません。

※Eメールの件名は、「秋田市第一号訪問事業（訪問型サービス A）従事者研修業務委託に係る質問」とすること。

と。

ア 提出書類

質問書

イ 受付期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

ウ 回答方法

質問があった場合、令和 7 年 6 月 1 2 日（木）に長寿福祉課ホームページに掲載する予定です。なお、質問への回答は本公募の追加事項として取り扱うこととします。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市福祉保健部長寿福祉課在宅サービス担当

電 話 0 1 8 - 8 8 8 - 5 6 6 8

F A X 0 1 8 - 8 8 8 - 5 6 6 7

Eメール ro-wflg@city.akita.lg.jp